

「自立支援医療(精神通院医療)制度」の概要について

1 目的

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合に、医療費の負担が多くなることから、その医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

2 利用者負担額

制度の対象となる医療を受けた場合、かかった医療費の原則1割を負担することとなるが、「世帯」の所得等に応じて月額負担上限額が設けられている。なお、自立支援医療制度における「世帯」とは、受給者が加入している医療保険単位で認定するため、住民票の世帯とは異なる。(異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」)

市町村民税額		一月あたりの自己負担額	重度かつ継続
生活保護世帯		0円	0円
非課税	本人収入80万円以下	2,500円	2,500円
	本人収入80万円超	5,000円	5,000円
33,000円未満		医療保険の自己負担上限額	5,000円
33,000～235,000円未満		医療保険の自己負担上限額	10,000円
235,000円以上		制度対象外	20,000円

※「重度かつ継続」に該当するのは、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。